農 業 経営に関する金 融上の 措置の改善 のため の農業改良資金助成 法等の一 部 を改正する法律案に対す

る 附 帯 決 議

政 府 は 本法 の 施行に当たり、 公的資 金 及び民間 資 金を有効に活用しつつ、 農業経営 の ; 改善 を図る際 に 必

要 となる資 金 が 円 滑 に . 融 通 されるよう、 次 の 事 項 の 実 現 に 万 全 を 期 すべ きであ る。

公

的

資

金 及

び

民間資

金

を有効

に活

用

し

た

農

業経営に

関

する

金

融

上

の

措

置

ば

農業者

等の自

主

的

な判

断

を

尊 重 L た 重 要 な 支 援 措 置 で あ ることを十分 認 識 ŕ 使 L١ やすさ、 分 か IJ ゃ すさを旨と U て、 制 度 の 運 用

に 当 た ること。 特 に 無利子 資 金に対 す る 需 要 の 増 大 が 見 込 ま れ ることから、 そ の 借 λ れ に 際 L 樣

々

な

制 約 が 付 け 加 えられることの な しし よう、 利用者にとって借 IJ ゃ す L١ 環 境 整 備 を 図ること。

新 制 度 が 十 分に活用されるよう、 農業者、 都道 府県、 関 係 金 融機関等 に 対 ŕ 制 度 改 正 の趣旨及び 内容

の 周 知 徹 底 を図ること

ま た、 農 業 経 営に必要 な農業者の資金ニー ズに応じて的確かつ円滑に融 通されるとともに、 資 金 融 通後

に お しし て着 実 な経営改 善が図られるよう、 普及指導センター等をはじめとする関係機関の緊密 な 連携 がによ

る支援活動 を推進すること。

 \equiv 見 直 し 後 の 農業 改 良 資 金 の貸 付けに当たっては、 貸付主体となる株式 会社 日 本 政 策 金 融 公庫 及 び 沖 縄 振

鼲 開 発 金 融 公 庫 以 下 公 庫 」 とい う。) 並びに 農 業 改 良 措 置 の 認 定 主 体 で あ る 都 道 府 県 に ょ る 緊 密 な 連

携 体 制 を 構 築 ŕ 借 λ れ 窓 等 に お L١ て 農 業 者 等にとっ て 親 身 に なっ た 対 応 が 行 わ れ る よう、 相 談 • 窓

の 充 実 を 义 る など 農 業 者 等 の 資 金 需 要 ^ き め 細 き か に 対 応 すること

ま た、 災 害 そ の 他 ゃ む を 得 な L١ 理 由 に ょ IJ 貸 付 金 の 償 還 が 木 難 で あ ると認 め 5 'n る場 合に は、 公 庫 が そ

の 償 還 金 の 支 払 L١ の 猶 予 を 行うよ う、 所 要 の 措 置 を 講 ず ること。

四

農

業

改

良

資

金

に

お

け

る

担

保

保

証

人

の

義

務

付

け

の

廃

止

は、

借

λ

れ

に

対

L

7

相当

の

改

善

に

なる

も

の

の、

そ

れ に 見 合う だ け の 経 営 資 料 の 整 備 等 の 諸 条 件 が 加 え 5 れ る 懸 念 が あることから、 借 λ れ に 係 る 諸 手 続 及

び 書 類 作 成 の 面 で も 改 善 が 図ら れ るよう、 特 段 の 配 慮 を行うこと。

五 当 分 の 間 実 施す るとされてい る 担 11 手 育 成 農 地 集 積 資 金につ 11 て は 食 料自給 率 向 上に 資 ਰ ਰ る 農 用

地 の 改 良 又 は 造 成 の 推 進に 果たしてきた役割 を 検 証 ŕ 制 度 上 の 位 置 付 け の 明 確 化 に 向 け た 検 討 を 進 め

ること。

六 銀 行等を融資保険の対象にすることについては、 融 資額に伴う交付金負担を適切なものとし、 そのため

の 規 程 の整 備を行うなど、 独立行政法人農 林 漁 業 信用基金 の事 業 運 営にい ささかも影響を与えない よう

に 万 全 の 措置 を講ずること。

七 農業 関 係者に対する信 用保証 保険制 度等につい ては、 今後より一 層、 農 業特有のリスクにも配 慮 しつつ、

業者 の多様なニー ズへの 対 応や利用 者 の 利 便 性 向上 が 図られ るよう、 関 係省庁 が 体となって、 制度

相 互 間 の 連 携 の 強化 など必要な 見 直 し を行うこと。

八

農

林

漁

業

者

の

所

得

の

増

大

を図

る

観

点から、

農

林水産物に

係る地

産地消や販路

拡

大、

付加

価

値

向上など

の

取 組 を 強 化 す る た め、 制 度 金 融 の 更 なる充 実 強 化を図ること。 そ の 際 、 無 利子資 金 で あ る 林 業 木材

産 改 善 資 金、 沿 岸 漁 業 改善 資 金等の在り方につい て、 利 用 者 の 利 便 性 の観 点 か 5 検 討 を進めること。

右決議する。

平成二十二年四月一日 提出会派 全会一致日本共産党(委員会構成全会派>自由民主党・改革クラブ、公明党、民主党・新緑風会・国民新・日本、 参議院農林水産委員会

賛否